



宇城広域連合消防本部からのお知らせ



危険物流出事故の未然防止について

令和8年熊本地震により、少量危険物タンクが損傷し危険物が流出したとの通報が多数ありました。

一度、危険物流出事故が発生すると田畑・河川・海を汚染するだけではありません。**原因者**には、回収する労力だけでなく、**回収にかかる費用**や**損害・被害賠償**など**莫大な費用**が必要となります。

危険物流出事故は、使用前点検や日常点検を行うことで防げることがあります。危険物流出事故の未然防止にご協力をお願いします。

また、**危険物の流出を発見した時には直ちに消防（119）へ通報してください！**

危険物の貯蔵または取扱いについて注意すること

- 漏れ、あふれ、飛散防止を講じてください。（防油堤の設置）
- 配管は、十分な強度があり、容易に劣化しないものを使用してください。（金属製配管）
- 給油中に目を離さないでください。
- 入庫量と出庫量にズレが生じていないか確認してください。（ズレが生じた場合、漏えいの可能性があります。）
- タンクが転倒しないように固定してください。
- 腐食・老朽化がないか点検をしてください。
- 耕起作業で配管部分を損傷しないように十分注意してください。
- 使用時以外は、バルブを閉鎖してください。

※ガソリン・軽油・灯油・重油の危険物を、指定数量の1/5以上指定数量未満を貯蔵または取り扱う場合は「少量危険物」として消防署へ届出が必要となります。また、指定数量以上となる場合は許可が必要です。詳しくは管轄する消防本部・消防署・分署へお問い合わせください。

正しく設置された例



転倒し、危険物が流出したタンク



少量危険物の貯蔵または取扱いについて

指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、または取り扱う場合は、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う場合は、宇城広域連合火災予防条例第46条により、消防署長（消防長）にあらかじめ届出なければなりません。

また、指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの基準が宇城広域連合火災予防条例第30条から第32条までに規定されています。

危険物の貯蔵および取扱いの基準について詳しくは管轄の消防本部・消防署・分署へお問い合わせください。

屋外でタンクに危険物を貯蔵する場合の例



標 識

（地：白 文字：黒）

少量危険物貯蔵取扱所
第 類 品名
最大数量
届出年月日 番号

幅30cm以上、長さ60cm以上
標識・掲示板を見やすい位置に設ける。

掲示板

（地：赤 文字：白）

火気厳禁

タンク

- タンク本体は、検査を受けているものを設置してください。
- 地震、風水害による転倒、流出防止のため固定してください。
- 設置する場所によっては、タンクから1m以上の空地が必要です。

防油堤

- 危険物が浸透しない構造としてください。
（コンクリートまたは鉄筋コンクリート造）
- タンクの容量の全量を収容できるものとしてください。
- 適当な傾斜をつけ、ためますを設けてください。

配 管

- 容易に変形するおそれがない金属製配管を使用してください。
- 配管には、腐食を防止するための措置を講じてください。

※屋外にタンクを設置する場合の基準の一部です。この基準以外にも規定されています。
詳しくは管轄する消防本部・消防署・分署へお問い合わせください。



問合せ先：宇城広域連合消防本部 予防課危険物係
0964-22-1919

